

自動車排出ガスによる大気汚染対策について

三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課

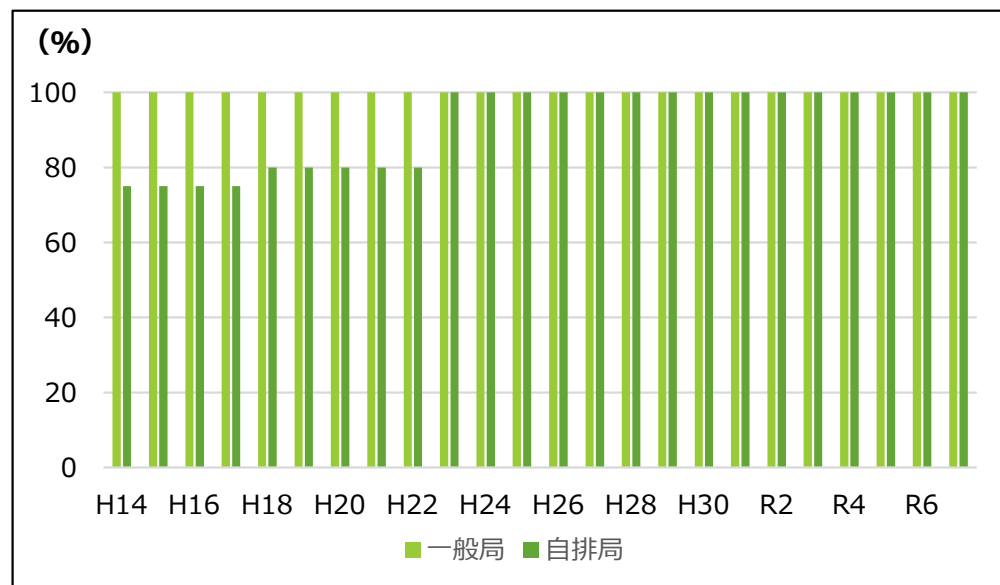
令和8年9月15日

現在の大気汚染状況及びその評価

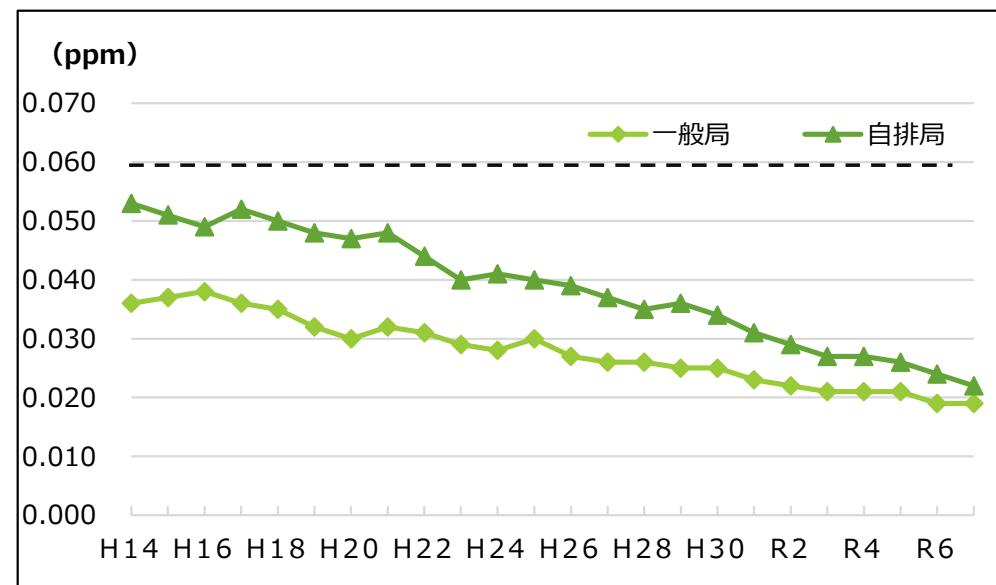
現在の大気汚染状況及びその評価

二酸化窒素に係る環境基準の達成状況及び濃度の推移

平成23年度以降、一般環境大気測定局（一般局）及び自動車排ガス測定局（自排局）の全てにおいて環境基準を達成し、二酸化窒素濃度も減少傾向になっている。



二酸化窒素の環境基準の達成状況



二酸化窒素濃度（日平均値の年間98%値）の推移

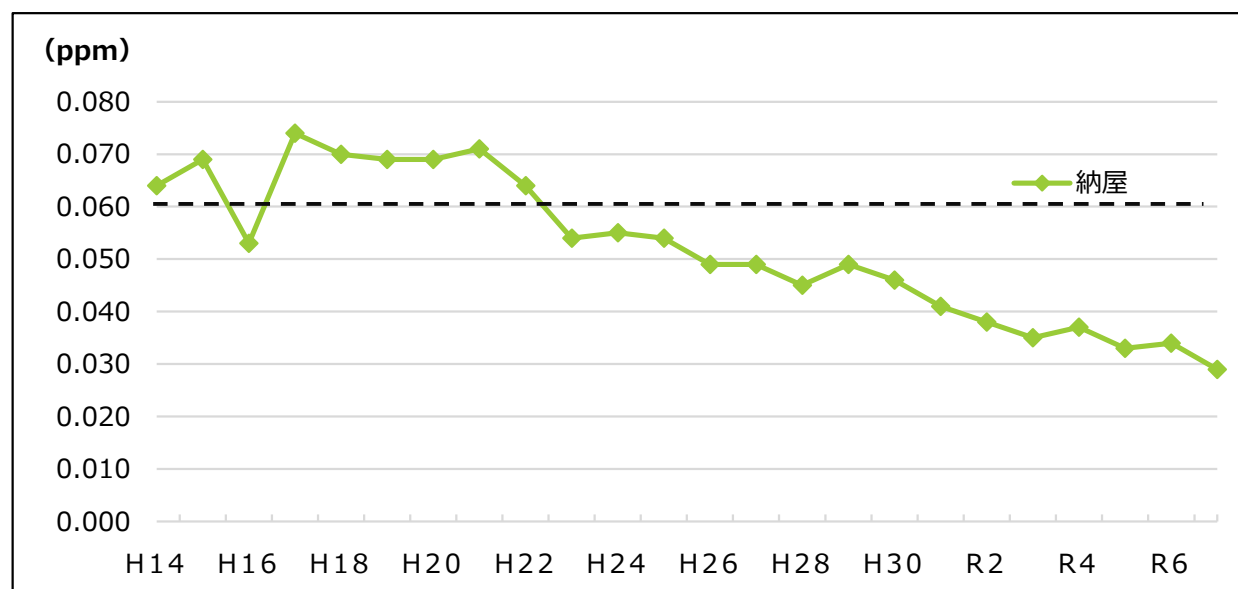
一般局：市街地での平均的な大気汚染濃度を測定するために設置されている測定局（対策地域内に8局）

自排局：自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の状況を測定するために設置されている測定局（対策地域内に5局）

現在の大気汚染状況及びその評価

二酸化窒素に係る環境基準の達成状況及び濃度の推移

四日市市内の国道23号沿道の納屋局では、平成21年度には全国で2番目に、平成22年度には全国で4番目に高い値であったが、平成23年度以降、環境基準を達成している。

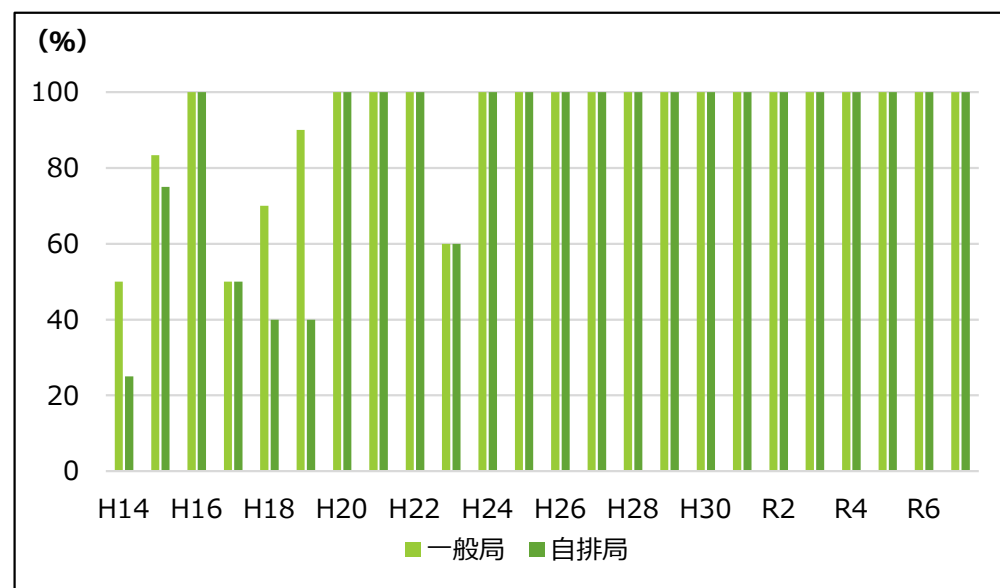


納屋測定局における二酸化窒素濃度（日平均値の年間98%値）の推移

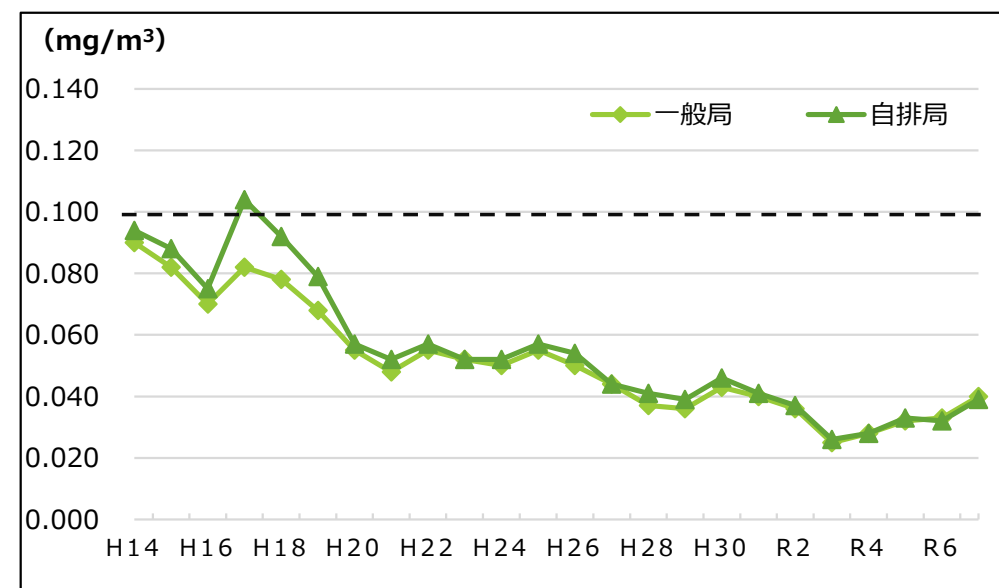
現在の大気汚染状況及びその評価

浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況及び濃度の推移

平成24年度以降、一般局及び自排局の全てにおいて環境基準を達成し、浮遊粒子状物質濃度も減少傾向になっている。



浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況



浮遊粒子状物質濃度（日平均値の年間2%除外値）の推移

環境基準達成に向けて実施した／実施している取組及びその評価

環境基準達成に向けて実施した／実施している取組及びその評価

三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画

主な施策

1	自動車単体対策の強化（新車の排出ガス基準値の強化、車両の点検・整備の徹底 等）
2	車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
3	低公害車の普及促進
4	交通需要の調整・低減（自動車使用の合理化、適切な輸送機関の選択 等）
5	交通流対策の推進（交通の分散や交通渋滞の解消 等）
6	局地汚染対策の推進
7	エコドライブ等の普及啓発活動の推進等

自動車交通公害防止事業

自動車交通による大気汚染や騒音・振動等の公害防止対策を推進するため、国、県、市、道路管理者等で構成された「三重県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、各主体が環境基準の確保につながる事業を進めている。

地球温暖化対策

三重県地球温暖化対策総合計画（令和5年3月改定）により、大気汚染対策及び地球温暖化対策の双方に資する取組を進めている。

地球温暖化防止の主な取組（運輸部門）

1	移動・輸送の脱炭素化（補助金による次世代自動車の導入促進、物流の効率化、ゼロカーボンドライブの推進など）
2	公共交通の充実（公共交通の維持・活性化、次世代モビリティ等の導入促進）
3	道路交通流対策（交通渋滞の緩和、交通の円滑化）

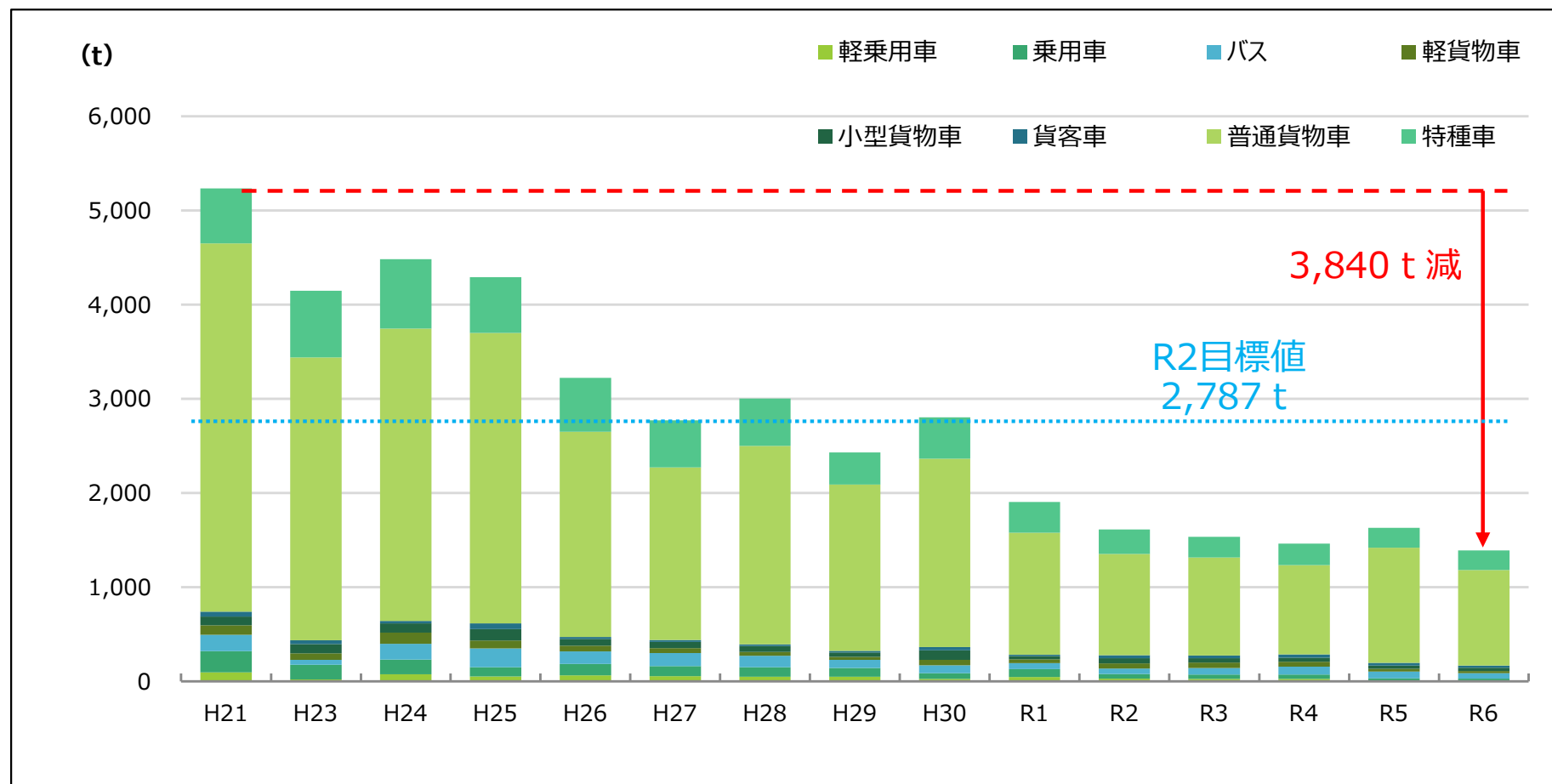
不正軽油対策

軽油を販売又は使用する民間関係団体及び行政機関で構成された「三重県不正軽油撲滅対策会議」を設置し、環境に悪影響を与える不正軽油の排除を目的としたそれぞれの取組の連携・協力を図っている。

環境基準達成に向けて実施した／実施している取組及びその評価

総量削減計画（窒素酸化物）

対策地域内の自動車から排出される窒素酸化物の年間排出量は、令和元年度には、目標としていた年間2,787 t を達成し、令和6年度は1,393 t となっている。

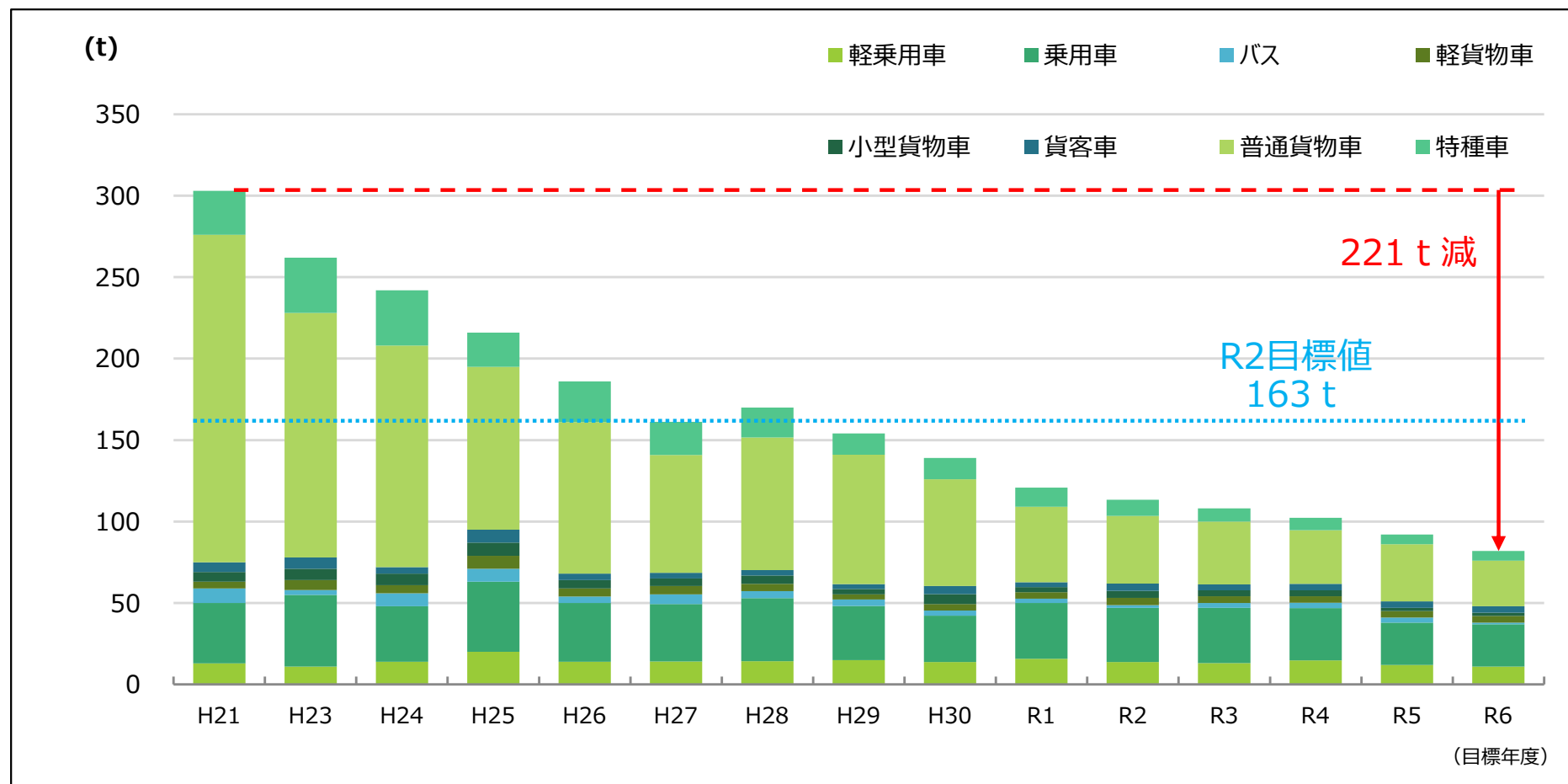


自動車排出に係る窒素酸化物目標量と排出量

環境基準達成に向けて実施した／実施している取組及びその評価

総量削減計画（粒子状物質）

対策地域内の自動車から排出される粒子状物質の年間排出量は、平成29年度には、目標としていた年間163 t を達成し、令和6年度は82 t となっている。

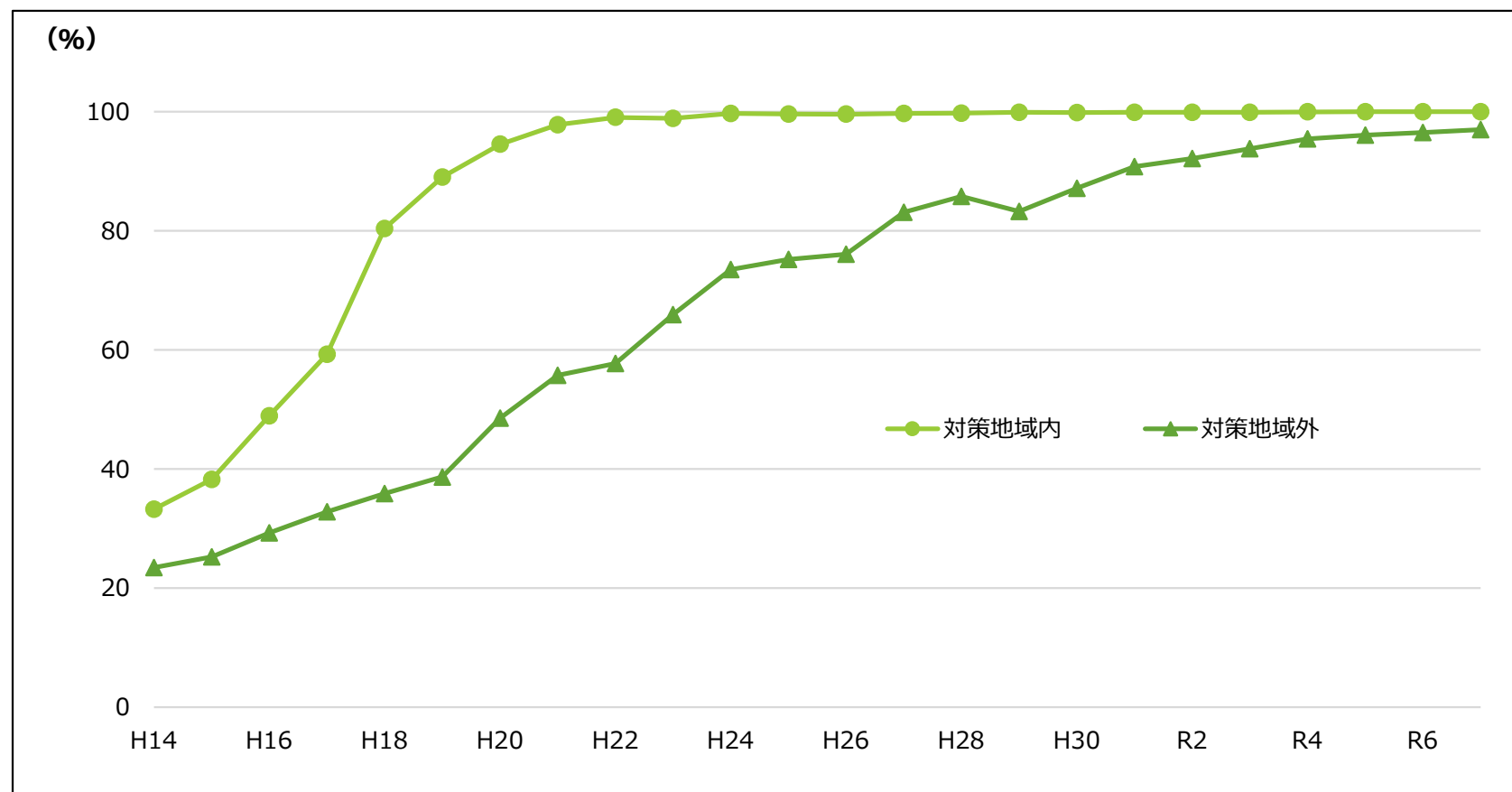


自動車排出に係る粒子状物質の目標量と排出量

環境基準達成に向けて実施した／実施している取組及びその評価

車種規制

- 対策地域内における排出基準適合車の割合は、ほぼ100%となっている。
- 対策地域外においても、車両の更新により、排出基準適合車の保有車に占める比率は上昇傾向にあり、令和7年度末時点で97.0%となっている。



特定自動車排出基準適合率の推移

※出典 自動車交通環境影響総合調査（環境省）

指定解除の申出に係る検討状況

指定解除の申出に係る検討状況

- 国において、令和4年11月28日付け環水大自発第2211284号により「対策地域の指定の解除の考え方」が示されたことから、対策地域の指定解除に向けた取組を進めることとした。
- 「対策地域の指定の解除の考え方」では、「将来推計に基づく環境基準確保の確認」と3点の「留意すべき事項」が示されており、それぞれの対応状況については、以下のとおりである。

将来推計に基づく環境基準確保の確認

令和6年度及び令和7年度に評価年度から5年後の車種規制等が適用されなくなった場合の大気環境を推計する将来推計調査を行った結果、以下の項目を全て満たす評価であった。

- ◆ 常時監視測定局における環境濃度が評価基準と比して減少傾向あるいは低濃度で横ばいであること。
- ◆ 常時監視測定局における環境濃度が環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベル（NO₂ : 0.055ppm、SPM : 0.080mg/m³）以下であること。
- ◆ 自動車NO_x排出量及び自動車PM排出量が評価年度と比して横ばい又は低減傾向にあること。
- ◆ 面的評価判定用算定値が判定基準を満たすこと。

指定解除の申出に係る検討状況

「留意すべき事項」への対応状況

ステークホルダー（住民、事業者等）との調整

- ステークホルダー（住民、事業者等）に対し、指定解除を行おうとしている理由を丁寧に情報発信し、理解を得るべく対話を進めていくこととしている。
- 自動車交通による大気汚染や騒音・振動等の公害防止対策を推進するため、国、県、市、道路管理者等によって、最新規制適合車への代替促進、整備不良対策、物流の効率化、自動車利用の抑制化対策や交通流円滑化対策等を進めており、これらの実施状況と翌年度の実施計画をとりまとめるなど、引き続き各主体の連携を図っていく。

大気環境状況及び自動車使用状況の確認

- 対策地域の指定解除後も引き続き、大気環境基準の継続的な達成状況の確認を行っていく。
- 少なくとも5年間は、走行車のうち非適合車の比率の動向、道路沿道の環境状況を推計した面的評価（数値解析）を行っていく。

大気汚染対策・地球温暖化対策の双方に資する取組（電動車等の普及促進、エコドライブ等）の実施

- 三重県地球温暖化対策総合計画（令和5年3月改定）に基づき、エネルギー効率に優れる電気自動車や水素自動車等の次世代自動車の導入を補助金等により促進するとともに、エコ通勤の普及等を通じた公共交通、自転車の利用促進、モーダルシフトの促進等を図っていく。
- 移動・輸送の効率性向上に加え、利便性や安全性の向上にも資する、宅配における再配達の抑制や次世代モビリティ等の導入促進、交通渋滞緩和等にも取組を進めていく。

(法制度への要望)

【背景】

- ◆ 県内における排出基準の適合車の割合がほぼ100%となっている。
- ◆ 事業者団体からは、排出基準の適合車への転換が進み、今後も排出基準を満たさない自動車が増えることは想定されない状況の中、法の規定に基づく自動車使用管理計画及び定期報告について、負担に感じているとの意見があった。

【要望事項】

- 自動車排出窒素酸化物等の抑制のための措置は十分図られたと考えられることから、法第33条の規定に基づく自動車使用管理計画、及び法第34条の規定に基づく定期報告については、自主的な取組とする等、制度を見直していただきたい。